

春の全国交通安全運動

雪解けも進み、自転車による通勤・通学の時期となりました。5月11日(月)から20日(水)の期間「春の全国交通安全運動」が展開されます。次のことに注意して、安全・安心のまちづくりを目指しましょう。

重点項目

- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
- 2 自転車の安全利用の推進
(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルド
シートの正しい着用
- 4 飲酒運転の根絶

【自転車安全利用五則とは】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用

問合せ／防災交通担当 (内線2116・2117)

平成26年度 別海町ふるさと応援制度 (ふるさと納税) 寄付の状況

町では、個性豊かな活力あるふるさとづくりのため、このまちを愛し、応援してくださる方からの寄付を募集しています。

平成26年度は、20名・1団体から総額1,075,000円の寄付をいただきました。この寄付金は基金として管理しており、事業の実施など十分な検討を行ったうえ活用していきます。

平成26年度の寄付状況

事業区分	件数	基金名	寄付金額
①協働のまちづくりに関する事業	3件	ふるさと応援基金	210,000円
②高齢者・障がい者の支援に関する事業	3件	ふるさと応援基金	75,000円
③新エネルギー・省エネルギーの整備に関する事業	1件	ふるさと応援基金	25,000円
④自然環境・地域景観の保全及び野生鳥獣の保護に関する事業	2件	ふるさと応援基金	25,000円
⑤清らかな川づくりに関する事業	1件	清流保全基金	10,000円
⑥酪農・水産・商工観光等の振興発展に関する事業	7件	産業振興基金	250,000円
⑦スポーツの振興発展に関する事業	9件	スポーツ振興基金	180,000円
⑧生涯学習の推進、芸術文化の振興発展に関する事業	4件	生涯学習振興基金	300,000円
合計	30件		1,075,000円

※複数の事業に対し寄付して下さった方がいるため、寄付件数と寄付者数は一致しません。

たくさんの応援をありがとうございました!

別海町ふるさと応援制度(ふるさと納税)は、別海町を応援したい、という方ならどなたでも(個人・団体、町内外問わず)寄付することができます。詳細については、役場HPをご覧ください。担当までお問合せください。

問合せ／企画振興担当 (内線2213・2214)

徴収対策の強化について

町では、法令等に則り自主納付による納期内納税を原則としています。「催告に応じない」「連絡がない」「誓約を守らない」などの場合には、税負担の公平性を欠くことから、預貯金・給与・生命保険などの調査や差押えを強化していますので承知願います。

債権の調査・差押件数

- 債権の調査～3,011件
- 債権の差押～175件

(平成27年3月末現在)

納付が困難な場合は必ず連絡願います

問合せ／収納対策担当 (内線1115・1116)

林野火災 予防運動

5月1日から31日まで、森林及び農地における火災予防啓発として「林野火災予防運動」を実施します。この季節は空気が乾燥し、風の強い日も多く、短時間に燃え広がる危険性がありますので、入林される際は火気の取扱いに十分注意し、タバコの投げ捨て等は絶対にやめましょう。

住宅用火災警報器の点検を!

全ての住宅に「住宅用火災警報器の設置」が義務付けられてから4年が経過し、多くのご家庭には住宅用火災警報器が設置されています。実際に火災が発生した時にきちんと作動するよう、点検の時期や方法を確認しましょう。

点検時期

1ヵ月に1度を目安に作動点検をしましょう。

点検方法

本体付属のひもを引く、ボタンを押すなど機種によって異なりますので、説明書を読み点検方法を確認してください。

注意!!

近年販売されている電池式の住宅用火災警報器は「電池寿命10年」が主流ですが、改正法直後に販売された警報器の中には「電池寿命3年」または「電池寿命5年」のタイプも数多く発売されていますので、ご注意ください。

問合せ／別海消防署予防課 TEL75-2200

フラワーマスター認定登録制度について

道では、平成5年から花と緑のまちづくりを進めるため、フラワーマスター認定登録制度を実施しており、町からの推薦者を受け付けています。

フラワーマスターの推薦を希望される方は5月20日(木)までに、町民生活担当窓口までお越しください。

【推薦・認定の手続き】

◆推薦 フラワーマスターとしてふさわしい方を町から知事へ推薦します。

◆認定 町から推薦された方から選考の上、認定講習会を受講していただきます。受講後、知事が認定します。

※制度の詳細については、下記までお問合せください。

問合せ／町民生活担当 (内線1213)



し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

6月のくみ取り地区は中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、上春別、上風連、奥行となります。6月にくみ取りが必要な方は**5月20日**までにお申込みください。

証紙がない場合、くみ取りはできませんので、事前に必ず別海町収入証紙(し尿処理専用)を用意してください。

また、定期的にくみ取りが必要な方に対する定期くみ取りの受付も行っています。

問合せ／町民生活担当 (内線1212・1213)



犬の登録及び狂犬病予防注射 巡回実施のお知らせ

犬を
飼われている
みなさまへ

狂犬病予防法により犬の所有者は、狂犬病の予防注射を毎年1回必ず受けさせなければならぬと義務づけられています。

今年も下記の日程で、登録事務と狂犬病予防注射の巡回を実施しますので、犬を飼われている方は、注射代金（登録していない方は、登録料金も）持参のうえ、最寄の会場で注射を受けていただきますようお願いいたします。

なお、ワクチンだけを渡すことはできませんので、必ず飼い犬を連れてきてください。

狂犬病予防注射は、今回の巡回実施のほか、動物病院で受けることができます。



狂犬病予防注射代金 1頭につき **3,110円**

登録料 1頭につき **3,000円**
(登録済みの場合は、必要ありません)

●5月17日(日)

Aコース		
①	9:30 ~ 9:40	黄金会館前
②	9:50 ~ 10:00	大麻会館前
③	10:20 ~ 10:25	共栄会館前
④	10:35 ~ 10:50	光進会館前
⑤	11:00 ~ 11:10	泉川会館前
⑥	11:25 ~ 11:35	風連会館前
⑦	11:50 ~ 12:10	上西春別小学校前
⑧	13:10 ~ 13:25	役場西春別支所前
⑨	13:30 ~ 13:40	柏野会館前
⑩	13:45 ~ 13:55	大成地域センター前
⑪	14:10 ~ 14:20	福島会館前
⑫	14:30 ~ 14:50	上春別地域センター前
⑬	15:00 ~ 15:05	恩根内会館前
⑭	15:15 ~ 15:25	上西別会館前
⑮	15:35 ~ 15:45	朝日会館前

Bコース		
①	9:30 ~ 9:45	別海緑町内会館前
②	9:50 ~ 10:20	別海川上町公園
③	10:25 ~ 10:55	別海交流館ぷらと前広場
④	11:05 ~ 11:15	東矢白別会館前
⑤	11:25 ~ 11:35	北矢白別会館前
⑥	11:45 ~ 11:50	南矢白別会館前
⑦	12:00 ~ 12:10	役場上風連連絡事務所前
⑧	13:20 ~ 13:30	開南会館前
⑨	13:45 ~ 13:55	上風連東部会館前
⑩	14:10 ~ 14:20	奥行会館前
⑪	14:45 ~ 14:55	走古丹地域防災センター前
⑫	15:10 ~ 15:25	本別海地域センター前
⑬	15:35 ~ 15:45	昭和会館前

●5月24日(日)

Aコース		
①	9:30 ~ 9:45	J A 中春別前
②	9:50 ~ 10:05	中春別福祉館前
③	10:15 ~ 10:25	菊水会館前
④	10:35 ~ 10:40	富岡会館前
⑤	10:50 ~ 11:00	平成会館前
⑥	11:10 ~ 11:30	尾岱沼消防署前
⑦	11:35 ~ 11:50	東公民館前
⑧	13:00 ~ 13:10	春別会館前
⑨	13:20 ~ 13:40	床丹福祉館前
⑩	13:55 ~ 14:05	美原会館前
⑪	14:15 ~ 14:25	旧美原小学校前
⑫	14:35 ~ 14:45	北西別会館前
⑬	14:55 ~ 15:15	別海町図書館駐車場
⑭	15:20 ~ 15:40	別海寿町労働会館前
⑮	15:45 ~ 15:55	中央公民館裏駐車場

Bコース		
①	9:30 ~ 9:45	別海川上町公園
②	9:50 ~ 10:20	別海町交流館ぷらと前広場
③	10:25 ~ 10:45	別海憩いの森駐車場(役場側)
④	11:00 ~ 11:30	豊原会館前
⑤	11:40 ~ 11:50	高丘会館前
⑥	11:55 ~ 12:10	中西別福祉館前
⑦	13:25 ~ 13:35	福富会館前
⑧	13:45 ~ 13:55	広野会館前
⑨	14:00 ~ 14:10	栄進会館前
⑩	14:20 ~ 14:35	西春別町内会館前
⑪	14:40 ~ 14:55	西春別本久町内会館前
⑫	15:05 ~ 15:15	西公民館
⑬	15:20 ~ 15:30	役場西春別支所前
⑭	15:35 ~ 15:45	上西春別小学校前

注意

※多少天候が悪くても実施しますので、時間厳守でお集まり願います。

※犬の健康状態によっては、予防注射をできない場合もあります。

問合せ／町民生活担当（内線1213）

春の一斉清掃を実施します

道路や空き地に散乱しているごみや空き缶を拾い、町をきれいにする春の一斉清掃を実施します。地域・町内会で計画を立て、みんなでごみを拾いましょう。

実施日 5月10日(日)

※地域・町内会によって実施日が異なる場合があります。地域の案内により参加してください。

一斉清掃に参加するときのお願い

- 収集袋として肥料袋を使用せず、町指定袋か透明または半透明の袋を使用してください。
 - 家庭ごみ、町内会から出たごみなどの持ち込みは、絶対にしないでください。
 - 次のようなごみは、町ごみ処理場で処理できません。
 - 家電リサイクルの対象品（テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・乾燥機・エアコン）
 - パソコンリサイクルの対象品（パソコン本体・パソコンモニタ）
 - 産業廃棄物（漁網・ワイヤ・バラ線・ドラム缶・農機具・ビニール・建築廃材など）
 - 自動車・バイク及びその部品（バッテリー・古タイヤなど）
 - 危険物（灯油・ガソリン・塗料・農薬など）
- ※これらについては、専門業者等に処理を依頼してください。



問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）

国保だより 第84号

今回は広報で

国保をやめる時は必ず届出をしてください！

次に該当される方は必ず届出をしてください。

- 他の市区町村へ転出したとき
（※学生は申請により特例が認められています）
- 職場の健康保険などに加入したとき
- 生活保護を受けるとき
- 死亡したとき
- 一定の障害があると認定された65歳以上の方が
後期高齢者医療制度に加入したとき

保険証は1人に1枚です。

別海町から転出した場合は、別海町国保の保険証は使えません。

また、職場等から保険証が交付された場合も国保の保険証は使えません。

誤って使用した場合、**国保が負担した医療費は返していただくことになります。**

ジェネリック医薬品を利用しましょう！

ジェネリック医薬品を利用すれば医療費の節約になり、みなさんの負担が軽くなります。利用について医師や薬剤師に相談してみましょう。

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間がすぎてから作られた薬です

新薬と同じ有効成分を持った薬なので、新薬と同等の効果を期待することができます。

さらに、研究開発コストが少なくすむので、新薬よりも価格を安く設定することができます。

※新薬をジェネリック医薬品に変更しても、自己負担額があまり変わらない場合もあります。

※ジェネリック医薬品が存在しない場合や、処方せんの変更不可欄に医師の署名がある場合は変更できません。また、薬局によっては取扱いのないジェネリック医薬品もあります。

問合せ／国民健康保険担当（内線1215～1217）

後期高齢者医療制度のお知らせ

■均等割2割・5割軽減の範囲が見直されました

- 保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が見直されました。

平成26年度

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円 + (24万5千円 × 世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円 + (45万円 × 世帯の被保険者数)

平成27年度
より

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円 + (26万円 × 世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円 + (47万円 × 世帯の被保険者数)

■今回の見直しにより新たに軽減の対象となる世帯の年間保険料額の例

●単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減		所得割軽減	平成27年度	前年度比
	前年度	新			
193万円	2割	5割	5割	46,700円	15,500円減
194万円	2割	5割	5割	47,300円	15,400円減
214万円	—	2割	—	105,300円	10,300円減
215万円	—	2割	—	106,400円	10,200円減

●夫婦2人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の 年金収入	区分	均等割軽減		所得割軽減	平成27年度	前年度比
		前年度	新			
218万円	夫	2割	5割	—	94,100円	15,400円減
	妻			—	25,700円	15,400円減
220万円	夫	2割	5割	—	96,200円	15,400円減
	妻			—	25,700円	15,400円減
259万円	夫	—	2割	—	152,600円	10,300円減
	妻			—	41,100円	10,300円減
262万円	夫	—	2割	—	155,800円	10,300円減
	妻			—	41,100円	10,300円減

◆保険料の計算方法（平成27年度）

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割
【1人当たりの額】
51,472円

+

所得割
【被保険者本人の所得に応じた額】
(平成26年中の所得 - 33万円) × 10.52%

=

1年間の保険料
【限度額57万円】
(100円未満切り捨て)

- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成27年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
電話 011-290-5601

別海町役場

町民課 後期高齢者・医療給付担当

電話 75-2111 (内線1241・1242)